

新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)が始まっています

接種券送付時期

3回目の接種券は、ワクチンを2回接種した18歳以上の方に、左の表に記載のとおり順次発送します。

2回目接種日	3回目接種券送付日
令和3年9月1日まで	送付済
令和3年9月2日～9月30日	3月下旬
令和3年10月1日～10月31日	4月下旬
令和3年11月以降	5月下旬以降

接種時期

医療従事者、高齢者施設等の入所者と従事者

- 2回目接種日から6か月以上経過後
- 65歳以上の方
- 2回目接種日から6か月以上経過後
- 18歳～64歳の方
- 2回目接種日から7か月以上経過後
- 2回目接種日から6か月以上経過した方で、事情により早めの接種を希望する方は、**町健康福祉課(☎852・5180)**へご連絡ください。

接種場所

基本的に、1・2回目の接種と同じ場所で接種するようにしてください。

- **集団接種** 町民センター
対象者には、接種日をあらかじめ指定しています。接種券に同封の接種済証の右上に記載していますので、ご確認ください。
- **個別接種** 千葉内科医院
当院で接種した方を優先します。接種は毎日実施します。

※同じ場所です3回目接種ができない方は、**町健康福祉課(☎852・5180)**へご連絡ください。
※基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種できる場合がありますので、直接医療機関にお問い合わせください。

予約方法

接種希望の方は、**全員予約が必要です**。接種券に同封の**水色のちらし**に集団接種と個別接種の予約方法を記載しています。

接種費用

無料

ワクチンの種類

個別接種はファイザー社ワクチン、集団接種はファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを使用します。ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

接種券が届かない場合

次に該当する方は、接種券が届かない場合があります。

- 他市町村で2回目の接種を受けてから、本町に転入した方
- 海外で接種を受けた方
お手数をおかけしますが、**町健康福祉課(☎852・5180)**へご連絡ください。
- ※12歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前月に接種券を発送します。
- ※5～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種は、3月下旬を予定しています。詳細が決まり次第、個別にお知らせします。

問い合わせ先

接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ

- **町コロナワクチン予約専用ダイヤル**
☎0570・6666・7664
(平日午前9時～午後4時)
- ※接種予約日に、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合や体調が悪い場合は、予約のキャンセルや日時変更をしていただくようお願いいたします。
- **秋田県新型コロナウイルス相談センター**
☎0570・0666・567
(午前8時～午後5時)
- **厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター**
☎0120・761・770

県の接種会場(秋田市)でワクチンの3回目接種を行います

県の接種会場では、2回目接種日から6か月以上が経過していれば、接種を受けられます。

◆厚生労働省ホームページ



◆首相官邸ワクチン特設ページ



(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)
※新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

- ▼ **会場** 秋田県総合保健事業団 中央健診センター(秋田市川尻町字大川反233-186)
- ▼ **接種日** 3月27日(日)までの日曜祝日(5日間)
- ▼ **ワクチンの種類** 武田/モデルナ社ワクチン
- ▼ **予約方法** ①、②のいずれかで予約を行ってください。

① 予約専用ウェブページ

<https://akitapref.va.com/>

② 秋田県ワクチン接種予約受付センター

☎0570・015・018
(午前9時～午後6時、土日祝日含む)
予約枠の空き状況は、県のホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/62633>)から1確認いただけます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため町民の皆さまへのお願い

従来よりも感染力の強いオミクロン株を含め新型コロナウイルスの感染者数が全国的に急拡大しており、秋田県内でもクラスターが発生するなど、身近な場所で感染が拡大していることから、感染防止対策の徹底に努めるようお願いいたします。

- まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避ける。
- 上記以外の地域との往来は訪問先等の感染状況を踏まえて慎重に判断する。

- 従来と同様に手指の消毒、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避といった基本的な対策を徹底する。
- 混雑した場所など感染リスクの高い場所を避ける。
- 不特定多数による飲食を伴う会食は控える。
- 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

発熱などの症状があり受診を希望する場合はまずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶ あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)の電話番号
☎018・866・7050 (24時間受付)
☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)
☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)

住民税非課税世帯等に10万円を給付生活支援臨時特別給付金事業を開始しています

- 1 住民税非課税世帯**
既に対象と思われる世帯には通知を発送しています。
▶ 申請期限 通知を発送した日から3か月経った日
- 2 家計急変世帯**
上記①に該当する者以外の世帯のうち、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の(給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的)収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である**

世帯が該当しますので、町総務課または町ホームページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出してください。
▶ 申請期限 9月30日(金)
※どちらも、忘れずに申請をお願いします。
※①、②に関わらず、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

お問い合わせ 町総務課 (☎852・5332)